

令和7年第1回大山町教育委員会

招集年月日 令和7年10月27日（月）午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番		門脇明子	2番		向陽寛孝	3番		児山洋美
4番		山本健一						

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程

日程第 1 会議時間の決定 自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 報告第 1 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
(令和7年度大山町一般会計補正予算（第7号）教育委員会所管の予算)

日程第 4 報告第 2 号 令和7年度教育施設等工事計画の策定について

日程第 5 議案第 1 号 大山町立図書館の臨時休館について

日程第 6 議案第 2 号 指定学校の変更について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和7年11月 日（ ） 午 時 分

5. 閉会宣言（午前 時 分）

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
10月 1日	水	高校生マナーアップ運動、民生委員推薦会、大山小職員会
3日	金	計画訪問(大山西小)
4月	土	保育園運動会(大山・名和・中山)
6日	月	名和さくらの丘保育園秋の七草見つけ、地域教育連携会議
7日	火	学校訪問(中山中)、連絡調整会議
8日	水	学校経営ビジョン聞き取り
9日	木	巣箱コンクール審査会、就学支援委員会
11日	土	少年野球大会開会式、光徳子ども学園祭り
13日	月	大山を歩く会、英語学習講座
14日	火	学校経営ビジョン聞き取り、大山青年の家
15日	水	全員協議会、臨時議会、社会教育委員審議会、職員労働組合町長交渉
16日	木	日野川河川事務所来室、西伯郡スポーツ協会常任理事会
17日	金	大山保育所元谷ハイキング
18日	土	学習発表会(大山西小・名和小)
20日	月	総合教育会議、連絡調整会議、管理職会議
21日	火	学校訪問(名和中)、日野川河川事務所
22日	水	教職員組合交渉
23日	木	鳥取県町村教育長会研修会
24日	金	大山自然歴史館、兵庫教育大学役員会
25日	土	学習発表会(大山小・中山小)、町文化祭～26日

今 後 の 予 定

27日	月	定例教育委員会、学校経営ビジョン聞き取り振り返り
28日	火	むきばんだ遺跡公園
29日	水	秋見つけ(大山保育所・大山小)
30日	木	地域教育連携会議、片木アルミ来町、大山小学校運営協議会
31日	金	学校訪問(大山小)

報告第1号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和7年度大山町一般会計補正予算(第7号) 教育委員会所管の予算)

令和7年第8回大山町議会臨時会の補正予算について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年10月27日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する
こと。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

報告第1号 資料

令和7年度大山町一般会計補正予算（第7号）の事業概要

担当課 幼児・学校教育課

●歳入 補正なし

●歳出

(単位：千円)

事業名	補正予算額 (補正後)	説明
学校管理費（事務局費） ※小学校費	3,432 (110,804)	中山小学校雨漏修繕工事 3,432

報告第2号

令和7年度教育施設等工事計画の策定について

令和7年度に実施する1件100万円以上の工事計画を策定することについて、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年10月27日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(13) 1件1,000,000円以上の工事の計画の策定に関する事務。
(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

報告第2号 資料

100万円以上の工事計画について（令和7年度 教育委員会所管）

令和7年度教育施設等工事計画に次の事業を追加する。

11	事業名	中山小学校雨漏修繕工事
	事業概要	中山小学校の教室棟の雨漏り修繕を行う。 ・塩ビシートジョイント部分の補修（284m） ・ディスクパッチ部分の補修（826カ所を予定）
	令和7年度 事業予算額	3,432千円
	うち、100万円以上 の工事請負費	3,432千円

議案第1号

大山町立図書館の臨時休館について

大山町立図書館の臨時休館について、大山町立図書館管理運営規則（平成17年3月28日教育委員会規則第19号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり図書館（本館）を臨時休館することについて、承認を求める。

令和7年10月27日

大山町教育委員会教育長 鶩見 寛幸

記

- 1 臨時休館を要する館
町立図書館（本館）
- 2 臨時休館を要する期間
令和7年12月1日より令和8年1月31日まで
- 3 臨時休館を要する理由
町立図書館（本館）について、館内照明のLED化改修工事の実施に伴い、安全確保上の理由から利用者の入館利用ができないため。

議案第2号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第8条の規定により、
指定学校を変更するものとする。

令和7年10月27日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 指定学校変更の申立て 1件 (詳細別紙) 認定件数 件